

第11号

つくる会ニュース



「つくる会」イメージキャラクター



「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」の活動状況を報告します！

自治基本条例は、住民参画や住民協働、情報の共有など、まちづくりの基本原則を定め、自治体運営のルールとなるものです。

そのルール（条例）の素案づくりを、現在、公募の町民のかたを中心とする「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」が行っています。

今回は、第11回の「全体会議」と「ワークショップ」の活動内容を皆さんにご報告しま～す！

前回に引き続き、これまでの全体会議とワークショップで、仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む項目案について、それぞれの具体的な中身（内容）とその理由（なぜ、その内容を盛り込みたいのかなど）について議論しました。

第11回全体会議及びワークショップ

2月20日（土）に庁舎会議室において、「つくる会」の第11回全体会議とワークショップが行われました。

全体会議・ワークショップの内容

- 1 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「住民協働」の中項目（「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」）について、牛山教授から法制上のアドバイスをいただきながら、事前に各委員が検討した素案に盛り込みたい内容とその考え方（理由）などを集約し、議論を進めました。

●仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む項目案（今回議論した項目部分）

大項目	中項目
Ⅲ 住民協働	定義、みんなでまちづくり、住民参画のしくみ

今回議論した内容

【定義】 住民と行政との協働だけでなく、住民と住民や住民団体同士、企業などとの協働も想定される。協働とはどのようなものか など

【みんなでまちづくり】 狭い意味の都市計画ではなく、「みんなでまちづくり」をしていくとはどういう意味か など

【住民参画のしくみ】 「みんなでまちづくり」を行っていくために、みんながまちづくりに参画できるしくみをどのようにするか など

- 2 前回議論した条例の素案に盛り込む大項目「総論」の中項目「理念」、「目的」及び大項目「（住民）市民」の中項目「住民（定義）」、「権利」、「責務」について、「作業部会」が作成した条例の素案のたたき台の案を基に全体で確認・検討しました。

全体会議・ワークショップの結果

- 1 大項目「住民協働」の中項目（「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」）に入れたい内容や表現、考え方などを各グループで議論を行い、次のとおり発

表がありました。

○各グループで議論された内容（抜粋）

Aグループ

【定義】まちづくりのために、住民と行政が各々の役割と責任のもとに、対等の立場で、共通の目的のために連携協力し働く。 など

【みんなでまちづくり】「みんな」とはNPO やボランティア団体、企業などを含む、地域の担い手の育成や仲間づくり、子どもがまちづくりに参画できる機会が重要。 など

【住民参画のしくみ】政策決定等への住民参画は、協働を原則とする。町は住民の意見を募りこれを尊重する。 など

Bグループ

【定義】住んでよかった、これからも住みたいと思う活気があり、お互いが認め合える町にするために住民・議会・行政が協力し、住民自治を実現させる。 など

【みんなでまちづくり】住民・行政・議会がそれぞれの責務に基づいて参画し協議する。既存の団体を巻き込んで地域活動を活性化する。 など

【住民参画のしくみ】行政は住民から協働を求められたらこれに対して誠実に対応する。参画の際の男女比を考慮する、子どもが協働に参画できるしくみづくりに努める。 など

Cグループ

【定義】住民、議会、行政が対等の立場で役割と責任を認識し、協力して共通の目的実現を目指す。 など

【みんなでまちづくり】住民の意向を尊重し、住民、議会、行政が互いに協力して、まちづくりをする。 など

【住民参画のしくみ】「参画」は参加より広く、もう一步踏み出して関わり合うことと考える。住民がまちづくりに主体的に関わり合う場合（参画）に、その機会を保障される。 など



今後、議論された内容は、「作業部会」において集約を行い、条例の素案のたたき台となる案を作成し、それを基に全体で検討・議論していくことになりました。

2 大項目「総論」の中項目「理念」、「目的」については、条例全体にかかるものであり、今後、他の項目の検討結果により変わってくることも予想されることから、その段階で再度議論することとしました。

さらに、大項目「(住民) 市民」の中項目「住民(定義)」、「権利」、「責務」については、今回の全体会議で出た意見等を基に、「作業部会」において条例の素案のたたき台となる案を作成することになりました。



この条例は、町民の皆さんでつくる条例です！

条例の素案については、町民の皆さんからご意見等をいただきながら、さらに議論を深めていきたいと考えております（議論の内容によっては、大項目と中項目の変更・削除なども生じてきます。）。例えば…「その大項目と中項目は、これからの白岡町に必要なものなのか」、「このような内容にしたらどうだろうか」などできるだけ多くの皆さんの声をお聞かせいただき、その“想い”を、この素案に反映させていくことで、さらに「白岡町らしさ」を出した条例にしていきたいと考えています。

ぜひ、ご意見等を担当まで電話やファックス、メールなどでお寄せください。

今回、全体会議及びワークショップで議論され、全体で確認された詳細内容については、町のホームページに掲載するとともに、冊子にして役場庁舎や主な公共施設などに設置いたします。

この冊子を希望されるかたは、担当までご連絡ください。

問合せ 秘書広聴課 地域自治推進室 電話 92-1111（内線345）

FAX 92-9096 E-mail hisyokou@town.shiraoka.lg.jp

インターネットからは、**白岡町自治基本条例** **検索**

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>